がん患者ウェルビーイング支援事業

若年者在宅ターミナルケア支援助成金のご案内

加須市では、住み慣れた自宅等で自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成します。

令和6年4月 から拡充

対象者

以下のすべてに該当する市民が対象となります。

- 2 0歳以上4 0歳未満の加須市民
- ターミナルがん患者で医師が末期がんであることを認め、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方



対象サービス

- ●訪問介護 身体介護、生活援助、通院等乗降の介助
- ●訪問入浴介護
- ●福祉用具の貸与
- ・車椅子 ・車椅子附属品 ・特殊寝台
- ・特殊寝台附属品 (介護用ベルトを含む) ・床ずれ防止用具
- 体位変換器手すり(T事を伴わないもの)
- ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ
- ・移動用リフト ・自動排泄処理装置 (つり具の部分を除く)
- ■【新】福祉用具の購入
- ・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ·入浴補助用具 ·簡易浴槽
- ・移動用リフト (つり具の部分に限る)



助成金額

- ●【拡】対象サービス利用料の9割に相当する額 (1か月当たり上限8万円)
- ●【新】福祉用具購入費の9割に相当する額 (上限10万円)
- ●申請時に必要となる意見書の作成料を全額助成 (上限5,000円)
- ※いったんは、利用者がサービス利用料等の全額を支払い その後、審査により市が利用者へ助成金を支払います。





助成の決定

●事前に利用申請が必要です。 いきいき健康医療課へお問い合わせください。



【申請・お問い合わせ】 加須市役所 いきいき健康医療課 (加須保健センター内)

住所 加須市諏訪 1-3-6 T E L 0480(62)1311 F A X 0480(62)1158 E-Mail kenkou@city.kazo.lg.jp

ホームページはこちら→ 📆

申請手続きの流れ

- いきいき健康医療課へ、次の書類を提出ください。
- 提出書類
 - ①加須市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書(様式第1号)
 - ②加須市若年者在宅ターミナルケア支援事業意見書(様式第2号)
- 申請者と利用者の本人確認ができる書類等をご提示いただきます。
- 意見書作成料を請求する場合は、領収書を保管ください。



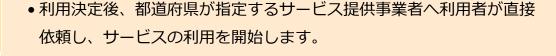
利用決定

・申請時に提出いただいた、①・②の申請書類の内容を審査し、 市から若年者在宅ターミナルケア支援事業利用決定(却下)通知書 (様式第3号)を郵送します。



サービスの

利用





サービス 利用料の 支払い ●利用者は、サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、 領収書、明細書(サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を、必ず発行してもらい保管してください。



- いきいき健康医療課へ、次の書類を提出ください。
- 提出書類
 - ①加須市若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付申請書兼請求書 (様式第6号)
 - ②サービス提供事業者の領収書(原本)、明細書(原本)
 - ③意見書作成料の領収書(原本)
- サービス利用料は、同年度内(4月から3月末)までに請求ください。請求が遅れる場合は、事前にいきいき健康医療課へ連絡してください。

サービス 利用料*の* 請求



サービス 利用料の 支払い

- •請求時に提出いただいた、①・②・③の請求書類の内容を審査し、 市から若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付通知書(様式第7号)または、不交付通知書(様式第8号)を郵送します。
- ◆交付する場合は、市から指定の口座へ助成金を振り込みます。